

**【契約書別紙料金表】放課後等デイサービス事業所ウイング・ケアサービス利用料金表**

(平成30年4月現在)

板橋区(特別区)の地域区分	I級地	単位数 単価	11.2	利用定員 (1日当たり)	10名
---------------	-----	-----------	------	-----------------	-----

※ 下記の1から9の給付費単位にI級地の単位数単価を乗じた金額が費用総額となります(法定代理受領を伴うサービスご利用の場合は、費用総額のうち自己負担は原則総額の1割分の金額)。項目10の費用に関しては全額実費負担となります。

**1. 放課後等デイサービス給付費(1日につき)**

**イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(ハに該当する場合を除く。)**

**(1) 区分1のI**

(一) 利用定員が10人以下の場合	656 単位
(二) 有資格者を配置した場合	9 単位
(三) 児童指導員等配置加算(I)(1日につき)	
① 専門職員(理学療法士等)の場合	209 単位
② 児童指導員等の場合	155 単位
③ その他の従業者の場合	91 単位
(四) 児童指導員等加配加算(II)(1日につき)	
① 専門職員(理学療法士等)の場合	209 単位
② 児童指導員等の場合	155 単位
③ その他の従業者の場合	91 単位
(五) 看護職員加配加算(1日につき)	
① イ	200 単位
② ロ	400 単位
③ ハ	600 単位

**(2) 区分2のI**

(一) 利用定員が10人以下の場合	609 単位
(二) 有資格者を配置した場合	9 単位
(三) 児童指導員等配置加算(I)(1日につき)	
① 専門職員(理学療法士等)の場合	209 単位
② 児童指導員等の場合	155 単位
③ その他の従業者の場合	91 単位
(四) 看護職員加配加算(1日につき)	
① イ	200 単位
② ロ	400 単位
③ ハ	600 単位

**ロ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合**

**(1) 区分1**

(一) 利用定員が10人以下の場合	787 単位
(二) 有資格者を配置した場合	12 単位
(三) 児童指導員等配置加算(I)(1日につき)	
① 専門職員(理学療法士等)の場合	209 単位
② 児童指導員等の場合	155 単位
③ その他の従業者の場合	91 単位
(四) 児童指導員等加配加算(II)(1日につき)	
① 専門職員(理学療法士等)の場合	209 単位
② 児童指導員等の場合	155 単位
③ その他の従業者の場合	91 単位
(五) 看護職員加配加算(1日につき)	
① イ	200 単位
② ロ	400 単位
③ ハ	600 単位

**(2) 区分2**

(一) 利用定員が10人以下の場合	726 単位
(二) 有資格者を配置した場合	12 単位
(三) 児童指導員等配置加算(I)(1日につき)	
① 専門職員(理学療法士等)の場合	209 単位
② 児童指導員等の場合	155 単位
③ その他の従業者の場合	91 単位

## 【契約書別紙料金表】放課後等デイサービス事業所ウイング・ケアサービス利用料金表

(平成30年4月現在)

### (四) 看護職員加配加算(1日につき)

①イ	200 単位
②ロ	400 単位
③ハ	600 単位

### 注) 1-イ(1)、(2)又は1-ロ(1)を算定する事業所

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。

### 2. 家庭連携加算

(1) 所要時間1時間未満の場合	187 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	280 単位

※ 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として加算されます。

### 3. 事業所内相談支援加算

35 単位

※ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、事業所等にて就学児及びその家族等への相談援助を行った場合、1月につき1回を限度として加算されます。

### 4. 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合	187 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	280 単位

※ 放課後等デイサービスを利用する就学児等について、連続した5日間、利用がなかった場合において、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、加算されます。

### 5. 利用者負担上限額管理加算

150 単位

### 6. 福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(1日につき加算)	15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)(1日につき加算)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)(1日につき加算)	6 単位

※ (Ⅲ)の加算は常勤職員(児童指導員、障害経験指導員又は保育士)が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の割合で雇用されている場合に適用されます。

### 7. 欠席時対応加算

94 単位

※ あらかじめ放課後等デイサービスの利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、加算されます。

### 8. 送迎加算

54 単位

※ 就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数が加算されます。

### 9. 福祉・介護職員処遇改善加算

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき + 所定単位×81/1,000)
(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき + 所定単位×59/1,000)
(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき + 所定単位×33/1,000)

※ 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計

### 10. その他実費負担となる費用について

(1) 創作活動材料費	創作活動等における材料の実費
(2) 屋外活動等の参加費	入場料・駐車料金等、活動や送迎時に発生する費用の実費
(3) おやつ代	おやつに係る費用として1日50円
(4) お弁当代	学校休業日等の昼食を購入する場合におけるお弁当代の実費
(5) その他	その他の費用であって、保護者の方にご負担いただくことが適当であると思われるもの